

「居宅介護支援事業所りんく大津」

指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 ケンセイ介護株式会社（以下「事業者」という）が開設する居宅介護支援事業所りんく大津（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「従業員」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1. 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
3. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 前4項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成27年大津市条例第53号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|------------------|
| （1）名 称 | 居宅介護支援事業所りんく大津 |
| （2）所在地 | 滋賀県大津市坂本1丁目3番27号 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|------|
| （1）管理者 | 1名 |
| 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| （2）介護支援専門員 | 1名以上 |
| 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。 | |

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| （1）営業日 | 月曜日から金曜日までとする。 |
| ただし、祝日及び年末年始（12月30日から1月3日まで）は休日とする。 | |
| （2）営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分までとする。 |
| （3） | 利用者の希望に応じて、時間外及び休日であっても電話等で常時可能な体制とする。 |

(居宅介護支援の内容)

第6条 提供する居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画を作成することとし、指定居宅介護支援の提供にあたっては次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡を取り、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとする。
- (2) 利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (3) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行う。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行う。
- (4) 使用する課題分析方式は MDS 方式とし、解決すべき課題に対応するために居宅サービス計画の原案を作成する。
- (5) 居宅サービス計画の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めることとする。
- (6) 前号により作成された居宅サービス計画について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付する。
- (7) モニタリングに当たっては、少なくとも 1 月に 1 回利用者の居宅に訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。
- (8) 居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。

(利用料等)

第8条

1. 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月厚告第 20 号）」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者の自己負担はないものとする。

2. 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料とする。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要とする。通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から通常の事業実施地域を越えた地域を起点とする。

片道 5 km 未満 1 km につき 50 円

片道 5 km 以上 1 km につき 100 円

- (2) タクシーを利用した場合は通常の事業実施地域を越えた地点から実費負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大津市、守山市、草津市とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 11 条

1. 事業の提供、または自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等必要な措置を講じるものとする。
2. 事業者は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査

に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条

1. 事業者は、事業所の職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 4 回以上
2. 事業所の職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業者は事業所の職員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、事業所の職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、事業所の職員との雇用契約の内容に含むものとする。
4. 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。
5. 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならないものとする。
6. 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならないものとする。
7. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保しなければならないものとする。
8. 事業者は、非常災害発生の際にその事業を継続することが出来るよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならないものとする。
9. 事業者は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。
10. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ケンセイ介護株式会社において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

平成 28 年 7 月 1 日 改訂（第 9 条）

平成 29 年 7 月 1 日 改訂（第 5 条）（第 8 条）

平成 30 年 4 月 1 日 改訂（第 2 条）（第 5 条）

令和 6 年 2 月 22 日 改訂（第 3 条）

居宅介護支援事業所りんく大津

重要事項説明書

[令和8年6月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

(電話番号) 077-579-5112

(月～金曜日 8:30～17:30)

尚、上記以外の時間帯も24時間連絡体制を確保し、且つ、必要に応じて利用者等の相談に応じる体制を確保しています。(付属別紙3参照)

説明者 介護支援専門員 _____/管理者 _____ 土井 益実

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号および通常の事業の実施地域

事業所名	居宅介護支援事業所りんく大津
所在地	滋賀県大津市坂本1丁目3-27
事業所の指定番号	居宅介護支援 2570104550
通常の事業の実施地域※	大津市、守山市、草津市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 4名（うち主任介護支援専門員1名以上）事務員 1名

区分	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名 (兼務)		従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	2名以上 (主任1名)	1名以上	居宅サービス計画の作成とそれに付帯する居宅介護支援業務全般
事務員		1名以上	事務全般

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

(土・日曜日・祝祭日、12月30日～1月3日は休業)

3. 事業の目的と運営方針

<事業の目的>

介護保険制度の基本理念に基づき、要介護者であるご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、適正な事業を提供することを目的としています。

<運営の方針>

(1) 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に努めます。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、他の保健・医療・福祉サービス提供者との連携に努めます。

＜大津市の基準条例（独自基準）への対応＞

当事業所は、「大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 27 年大津市条例第 53 号）における大津市の独自規定に沿って、下記のとおり運営しています。

- (ア) 当事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保します。
人権擁護、虐待防止等に関する責任者 土井 益実
- (イ) 当事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。
- (ウ) 当事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員でないこと、また暴力団員の支配を受けないことで、事業ないしサービスから暴力団を排除します。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合は、付属別紙 1「要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書」参照

- ① 付属別紙 2-1「サービス提供の標準的な流れ」参照
- ② 付属別紙 2-2「居宅介護支援に係る事業所の業務について」参照

5. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。この指定居宅介護支援提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

- ① 付属別紙 4「利用料及び加算について」参照

(2) 交通費

前記 2 の (1) の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合、次の額を徴収します。

- 1. 事業所から通常の事業実施地域を越えた地域を起点とする。

片道 5 km 未満 1 kmにつき 50 円

片道 5 km 以上 1 kmにつき 100 円

タクシーを利用した場合は通常の事業実施地域を越えた地点から実費負担。

(3) 契約の終了について

- (1) 利用者は事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- (2) 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して 1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- (3) 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対してこの契約を継続し難いほどの背任行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行った場合、文書で通

知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

- ① 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各居宅サービス等についてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。
- ② 提供した指定居宅介護支援に関し、市町村及び国保連が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村及び国保連からの質問若しくは照会に応じ、市町村及び国保連が行う調査に協力するとともに、市町村及び国保連から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ③ 苦情申立の窓口

お客様苦情相談窓口 担当（土井 益実）	滋賀県大津市坂本1丁目3-27 電話番号：077-579-5112 FAX 番号：077-572-5291 受付時間：月～金曜日8：30～17：30
------------------------	---

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

滋賀県 国民健康保険団体連合会	滋賀県大津市中央4-5-9 電話番号：077-510-6605 FAX 番号：077-510-6606 受付時間：月～金曜日 9：00～17：00
大津市介護保険課	滋賀県大津市御陵町3番1号 電話番号：077-528-2753（直通） FAX 番号：077-526-8382 受付時間：月～金曜日8：40～17：25
守山市役所高齢福祉課	滋賀県守山市下之郷3丁目2番5号すこやかセンター内 電話番号：077-582-1127 FAX 番号：077-581-0203 受付時間：月～金曜日8：30～17：15
草津市介護保険課	滋賀県草津市草津三丁目13番30号 電話番号：077-561-2369 FAX 番号：077-561-6780 受付時間：月～金曜日8：30～17：15

7. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、当事業所の居宅サービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに関係市町村、利用者の家族等に連絡を取ると共に必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に対する居宅サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 秘密の保持

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者は、その従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (4) 事業者は、利用者またはその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いません。

法人の概要

法人種別・名称	ケンセイ介護株式会社 大津市雄琴3丁目13番20号 代表取締役 安井 清司 電話 077-579-6622 FAX 077-579-2323
事業内容	介護保険法による居宅介護支援事業、サービス付き高齢者専用住宅運営 通所介護（介護予防通所介護）事業、訪問介護（介護予防訪問介護）事業

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

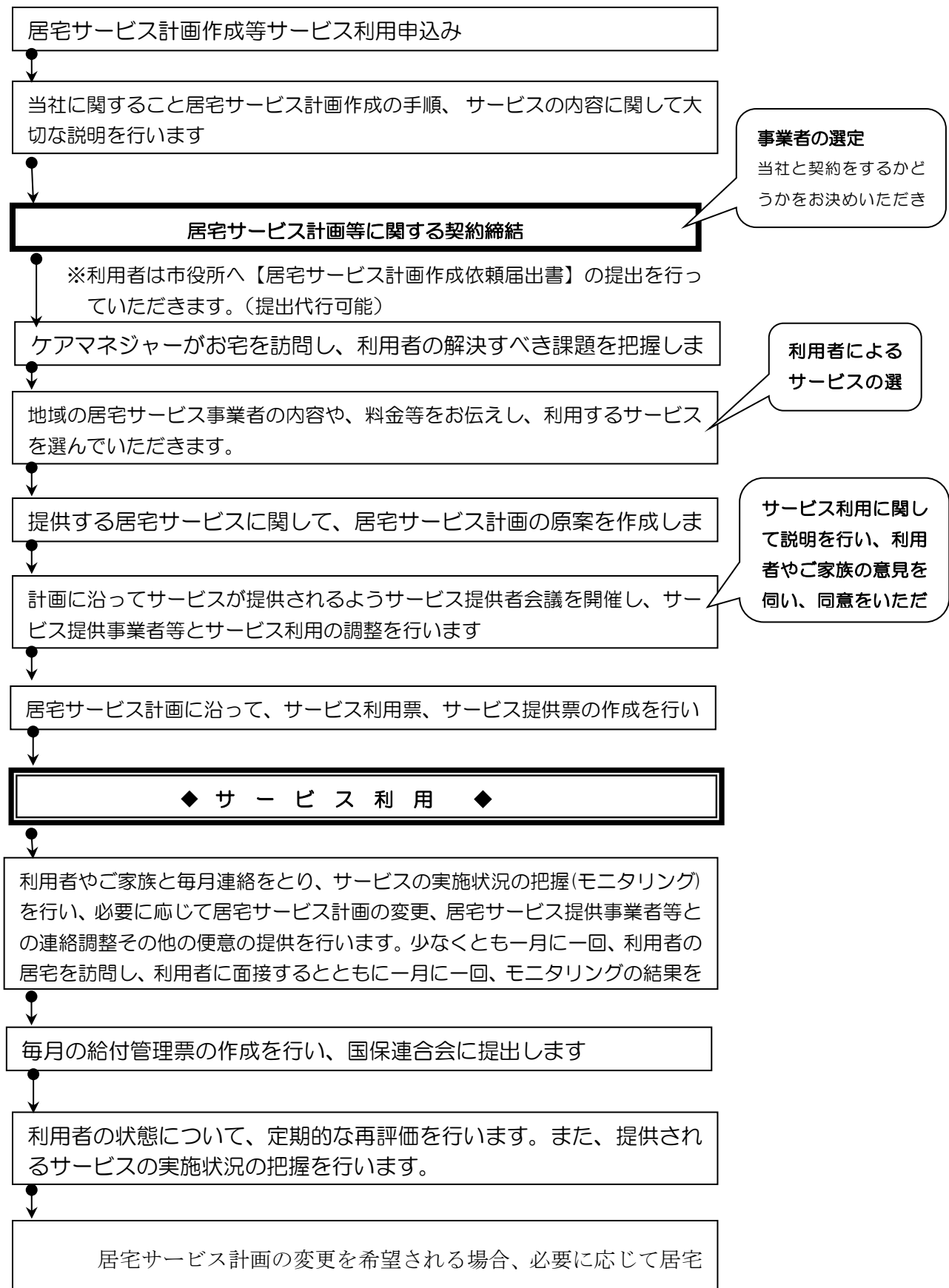
要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 暫定ケアプランの作成にあたっては、要支援又は要介護区分の認定結果を見込んだうえでサービス利用日前に「居宅介護サービス計画作成依頼届出書」又は「介護予防サービス計画作成依頼届出書」を提出することとします。
なお、認定結果が要支援・要介護状態区分間で見込みと異なった場合、当該月についてはセルフケアプランにより対応することとなりますのでご注意ください。ただし、要介護の認定結果を見込みながら、要支援の認定結果となった場合は、見込んでいた居宅介護支援事業者において介護予防サービス計画を作成することが可能であり、地域包括支援センターが委託を承認できる場合に限り、遡って対応することとします。
- (3) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙 2-2)

1. 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (5) 当事業所の作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合、同事業所によって提供されたものの割合は、**別紙A**のとおりである。

2. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

3. 雇用の分野における男女の均等的な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

4. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。（令和 7 年 4 月 1 日迄経過措置期間）

24時間連絡体制を確保し、且つ、必要に応じて利用者等の相談に応じる体制について

24時間連絡体制を確保し、且つ、必要に応じて利用者等の相談に応じる体制について

① 連絡相談を担当する職員

介護支援専門員	1名（うち主任介護支援専門員1名）
---------	-------------------

② 連絡方法

* 電話連絡

利用者→事業所に電話（事業所受け）→事業所不在・休日は携帯①に転送
→各担当ケアマネジャーに連絡

利用者→直接ケアマネ（携帯）に連絡→・・・必要に応じて対応

③ 連絡先電話番号

1	077-579-5112 （事業所）	→	（携帯①）070-2311-5112 に転送
2	（携帯①）緊急時対応携帯（土井） 070-2311-5112		

1 24時間連絡体制を確保し、且つ、必要に応じて利用者等の相談に応じる体制内容

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。

② 緊急時の対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。

③ 病状の変化等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。

有 ・ 無

有 ・ 無

有 ・ 無

(付属別紙 4)

居宅介護支援費 (1)

(i) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 1086 単位/月 (11,620 円) 要介護 3・4・5 1411 単位/月 (15,097 円) (ii)

介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 544 単位/月 (5,820 円) 要介護 3・4・5 704 単位/月 (7,532 円)

(iii) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上の場合

要介護 1・2 326 単位/月 (3,488 円) 要介護 3・4・5 422 単位/月 (4,515 円)

※大津市の場合地域区分が 5 級地のため、1 単位 10.70 円となります。

特定事業所加算について

質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資する事を目的とする。

① 特定事業所加算 (I) 519 単位/月 (5,553 円)

② 特定事業所加算 (II) 421 単位/月 (4,504 円)

③ 特定事業所加算 (III) 323 単位/月 (3,456 円)

④ 特定事業所加算 (A) 114 単位/月 (1,219 円)

各種加算について・・・下記の要件を満たす場合加算を頂きます。

① 初回加算・・・300 単位/月 (3,210 円)

指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画を作成した場合。要介護状態区分が 2 段階以上変更された利用者に居宅サービス計画を作成した場合。

② 入院時情報連携加算 (I)・・・250 単位/月 (2,675 円)

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。

③ 入院時情報連携加算 (II)・・・200 単位/月 (2,140 円)

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。

④ 退院・退所加算・・・

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
情報提供回数 1 回	450 単位 (4,815 円)	600 単位 (6,420 円)
情報提供回数 2 回	600 単位 (6,420 円)	750 単位 (8,025 円)
情報提供回数 3 回	×	900 単位 (9,630 円)

退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する場合。3 回まで算定可能。

⑤ 通院時情報連携加算・・・50 単位/月 (535 円)

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画 (ケアプラン) に記録した場合。利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度とする。

介護職員等処遇改善加算について

当事業所では、介護職員の処遇改善を目的として「介護職員等処遇改善加算」を算定します。

・加算率: 居宅介護支援費 (基本サービス費 + 各種加算・減算) の 2.1%

※ご利用者様の 1 ヶ月あたりの総単位数 (加算・減算を含む) に上記の加算率を乗じた単位数が加算されます。

【特定事業所加算の算定要件】

	算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(A)
(1)	常勤専従の「主任介護支援専門員」の配置 (兼務可能な場合あり)	2人以上	1人以上	1人以上	1人以上
(2)	常勤専従の「介護支援専門員」の配置(管理者兼務可)	3人以上	3人以上	2人以上	常勤: 1人 非常勤: 1人以上
(3)	利用者情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的 に開催(概ね週1回以上)し議事を記録 する。	○	○	○	○
(4)	24時間連絡体制、相談対応体制の確保	○	○	○	○ 連携可
(5)	利用者総数(介護予防支援受託件数除く) のうち要介護3～5の割合が40%以上	○	—	—	—
(6)	介護支援専門員に対し計画的に研修を 実施している。	○	○	○	○ 連携可
(7)	地域包括支援センターから支援困難事 例を紹介された場合において居宅介護 支援を提供している。常に市域包括支 援センターとの連携を図っている。	○	○	○	○
(8)	ヤングケアラー、児童、障害者、生活 困窮者、難病患者等、高齢者以外の 対象者への支援に関する知識等に関 する事例検討会、研修等参加している。	○	○	○	○
(9)	「特定事業所集中減算」適用無	○	○	○	○
(10)	介護支援専門員1人(常勤換算)あた りの利用者数(介護予防支援受託件 数含む)が45件未満	○	○	○	○
(11)	介護支援専門員実務研修における「 実習科目」等への協力体制を整備	○	○	○	○ 連携可
(12)	他の法人が運営する居宅介護支援事 業所と共同で事例検討会、研修会等 を実施	○	○	○	○ 連携可
(13)	必要に応じて多様な主体等が提供す る生活支援のサービス(インフォーマ ルサービス含む)が包括的に提供さ れる居宅サービス計画の作成	○	○	○	○

令和 年 月 日

本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

所在地 滋賀県大津市坂本 1 丁目 3-27 名

称 居宅介護支援事業所りんく大津

説明者 _____ 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

本人 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

署名代行者

私は、本人に代わり確認し署名代行いたしました。

署名代行事由 : _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____